

〈自由研究論文〉

いじめ対応に関する公立高等学校と私立高等学校の比較

神内 聡（兵庫教育大学）

1. はじめに

2013年にいじめ防止対策推進法（以下「いじめ防止法」という。）が制定され、これまで教育的・経験的に対応していたいじめ問題について、学校は法的に対応しなければならなくなった。

いじめ防止法は学校が取り組む日常的ないじめ対策と、実際にいじめが発生した際のいじめ対応について、学校及び教員に法的義務を課している。整理すると、下記のとおりである。

表1 いじめ防止対策推進法の法的義務

(1) 学校がしなければならないいじめ対策
① 学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」の策定（13条）
② 児童生徒・保護者・教職員がいじめに係る相談を行うことができる「双団体戦」の整備（16条3項）
③ 教職員に対するいじめ防止等のための研修（18条2項）
④ 児童生徒・保護者に対するネットいじめ防止の啓発活動（19条1項）
⑤ 学校いじめ対策組織の設置（22条）
(2) いじめが発生した際のいじめ対応（23条）
① 学校への通報義務（1項）
② 事実確認と設置者への報告（2項）
③ 被害者・保護者への支援、加害者への指導、加害者の保護者への助言（3項）
④ 被害者・その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置（4項）
⑤ 保護者との情報共有（5項）
⑥ 犯罪行為の場合の警察との連携、重大な被害が生じるおそれがある場合の警察への通報（6項）
(3) 重大事態（28条）
「いじめにより児童生徒に生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより児童生徒が相当期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき」には、学校設置者又は学校の下に調査組織を設けて調査しなければならない

文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下「文部科学省調査」という。）によれば、いじめ防止法が施行された2013年以降の統計を見ると、①いじめの認知件数に地域差があること、②重大事態の案件で「精神」に対する重大な被害と「不登校」による重大事態の件数が際立って多いこと、③いじめの取り組みやいじめが発生した際の対応について、公立・私立・国立の学校で違いがあること、という3つの特徴がわかる。

このうち、①については、田中・別所・両角（2019）が、新教育委員会制度における説明責任の強化の観点から、東京都の区市町村別いじめ認知件数に関して、早期に新教育委員会制度に移行した区市町村は、そうでない区市町村に比べていじめの認知件数が増えていることを重回帰分析により示し、責任所在を明確化すると、それまで見過ごされていたいじめを積極的に認知するようになるという仮説と整合的な結果を示している。また、②については、筆者が別稿にて考察し、論文の掲載を予定している。

そこで、本稿では③について考察したい。もっとも、国立学校は学校数が非常に少ないので、統計上の数値を単純に比較することは難しい。また、小中学校に関しては、公立学校と私立学校では学校数に大きな差があり、また私立小中学校は児童生徒への退学処分ができるのに対し、公立小中学校はできないなど、法制度上の違いが大きいため、比較対象としてはやや妥当性を欠く。そのため、本稿では公立学校と私立学校で学校数の差が最も少ない高等学校に関して、いじめ対応を比較したい¹。

2. 調査統計の考察

(1) 調査統計のまとめ

表 2～表 8 は、筆者が令和元年度の文部科学省調査に基づいて、公立高等学校と私立高等学校の数値をまとめたものである。

このうち、表 2～表 7 に関しては、公立と私立で構成比（割合）を比較して 3%以上異なる項目について、数値を斜体で示している。また、表 8 に関しては、20%以上異なる項目について、数値を斜体で示している。

表 2 学校数・いじめ認知件数

	学校数(A)	認知した 学校数(B)	比率(B/A)(%)	いじめ認知件数(c)	1校あたりの 認知件数(C/A)
公立	4108	2860	69.6	13918	3.4
私立	1538	759	49.3	4392	2.9

表 3 学年別・男女別 いじめ認知件数

件数		高 1	高 2	高 3	高 4	合計
公立		6972	4586	2308	52	13918
	(男子)	3689	2301	1084	26	7100
	(女子)	3283	2285	1224	26	6818
私立		2159	1441	791	1	4392
	(男子)	1172	809	417	1	2399
	(女子)	987	632	374	0	1993
構成比(%)		高 1	高 2	高 3	高 4	
公立		50.1	33.0	16.6	0.4	100.0
	(男子)	52.0	32.4	15.3	0.4	100.0
	(女子)	48.2	33.5	18.0	0.4	100.0

私立		49.2	32.8	18.0	0.0	100.0
	(男子)	48.9	33.7	17.4	0.0	100.0
	(女子)	49.5	31.7	18.8	0.0	100.0

表 4 いじめられた生徒の相談状況

区分		件数	構成比(%)
学級担任に相談	公立	9858	70.8
	私立	2543	57.9
学級担任以外の教職員に相談 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	公立	3350	24.1
	私立	691	15.7
養護教諭に相談	公立	1418	10.2
	私立	272	6.2
スクールカウンセラー等の相談員に相談	公立	1039	7.5
	私立	280	6.4
学校以外の相談機関に相談 (電話相談やメール等も含む)	公立	195	1.4
	私立	56	1.3
保護者や家族等に相談	公立	3316	23.8
	私立	1228	28.0
友人に相談	公立	1953	14.0
	私立	821	18.7
その他の人(地域の人など)に相談	公立	65	0.5
	私立	35	0.8
誰にも相談していない	公立	1064	7.6
	私立	596	13.6

表 5 いじめの態様

区分		件数	構成比(%)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	公立	8559	61.5
	私立	2748	62.6
仲間はずれ、集団による無視をされる。	公立	2197	15.8
	私立	763	17.4
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	公立	1288	9.3
	私立	511	11.6
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	公立	492	3.5
	私立	162	3.7
金品をたかられる。	公立	376	2.7
	私立	104	2.4

金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	公立	719	5.2
	私立	244	5.6
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	公立	993	7.1
	私立	243	5.5
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	公立	2648	19.0
	私立	780	17.8
その他	公立	665	4.8
	私立	281	6.4

表6 いじめの生徒への特別な対応

区分			件数	構成比(%)
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う	公立		1174	8.4
	私立		366	8.3
校長、教頭が指導	公立		2057	14.8
	私立		535	12.2
別室指導	公立		2724	19.6
	私立		1018	23.2
学級替え	公立		32	0.2
	私立		25	0.6
退学・転学	懲戒退学	公立	3	0.0
		私立	23	0.5
	その他	公立	144	1.0
		私立	98	2.2
停学	公立	327	2.3	
	私立	302	6.9	
自宅学習・自宅謹慎	公立	1045	7.5	
	私立	351	8.0	
訓告	公立	137	1.0	
	私立	213	4.8	
保護者への報告	公立	6284	45.2	
	私立	1992	45.4	
いじめられた生徒やその保護者に対する謝罪の指導	公立	3749	26.9	
	私立	1265	28.8	
関係機関等との連携	警察等の刑事司法機関等との連携	公立	196	1.4
		私立	91	2.1
	児童相談所等の福祉機関等との連携	公立	36	0.3
		私立	4	0.1

	病院等の医療機関等との連携	公立	42	0.3
		私立	11	0.3
	その他の専門的な関係機関との連携	公立	66	0.5
		私立	55	1.3
	地域の人材や団体等との連携	公立	13	0.1
		私立	0	0.0

表 7 いじめられた生徒への特別な対応

区分		件数	構成比(%)
スクールカウンセラー等の相談員が継続的に カウンセリングを行う	公立	2342	16.8
	私立	807	18.4
別室を提供したり、常時教職員が付くなどして 心身の安全を確保	公立	1461	10.5
	私立	597	13.6
緊急避難としての欠席	公立	190	1.4
	私立	85	1.9
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	公立	1683	12.1
	私立	458	10.4
学級替え	公立	39	0.3
	私立	45	1.0
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応	公立	792	5.7
	私立	19	0.4
児童相談所等の関係機関と連携した対応 (サポートチームなども含む)	公立	130	0.9
	私立	27	0.6

表 8 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

区分		学校数	構成比(%)
職員会議等を通じて、いじめの問題について 教職員間で共通理解を図った。	公立	3965	96.5
	私立	1266	82.3
いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	公立	2943	71.6
	私立	555	36.1
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、 指導を行った。	公立	2730	66.5
	私立	844	54.9
生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、 生徒同士の間関係や仲間作りを促進したりした。	公立	2303	56.1
	私立	548	35.6
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を 積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	公立	3820	93.0
	私立	1161	75.5
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の	公立	3217	78.3

周知や広報の徹底を図った。	私立	580	37.7
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた。	公立	3701	90.1
	私立	631	41.0
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	公立	1382	33.6
	私立	97	6.3
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	公立	1273	31.0
	私立	235	15.3
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	公立	3385	82.4
	私立	889	57.8
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	公立	3537	86.1
	私立	765	49.7
いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	公立	3824	93.1
	私立	730	47.5

(2) 調査統計の考察

① いじめの認知件数

いじめを認知した学校数の比率は私立よりも公立のほうが高い。1校当たりの認知件数は公立と私立でほとんど変わらない。

② 学年別・男女別の認知件数

公立と私立でほとんど変わらない。

③ いじめられた生徒の相談状況

「学級担任に相談」「学級担任以外の教職員に相談（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く）」「養護教諭に相談」の構成比は、私立よりも公立のほうが高い。特に、「学級担任に相談」した生徒の割合は公立のほうがかなり高いことから、私立高等学校の学級担任よりも公立高等学校の学級担任のほうがいじめの相談をしやすい教員として生徒から認識されている可能性がある。

一方、「保護者や家族等に相談」「誰にも相談していない」の構成比は、公立よりも私立のほうが高い。特に、「誰にも相談していない」生徒の割合は私立のほうがかなり高いことから、私立高等学校の生徒について身近な相談相手が不足していることが懸念される。

④ いじめの態様

公立と私立でほとんど変わらない。

⑤ いじめる生徒への特別な対応

「別室指導」「停学」「訓告」の構成比は、公立よりも私立のほうが高い。一方、「退学・転学」「自宅学習・自宅謹慎」をはじめ、それ以外の構成比は、公立と私立でほとんど変わらない。

⑥ いじめられた生徒への特別な対応

「別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保」の構成比は、公立よりも私立のほうがやや高い。一方、それ以外の構成比は、公立と私立でほとんど変わらない（私立学校は教育委員会の所管ではないので、「当該いじめについて、教育委員会と連携し

て対応教育委員会への相談」の構成比が私立よりも公立のほうが高いのは当然である。)

⑦ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

全ての項目において私立よりも公立のほうが高い。また、「校内研修会の実施」「生徒会活動を通じた取組み」「学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底」「学校いじめ防止基本方針の公表と保護者や地域住民への周知」「PTAなどと協議する機会」「ネットいじめの啓発活動」「学校いじめ防止基本方針の点検・見直し」「いじめ防止等対策組織の招集」の構成比に関しては、公立が私立を20%以上も上回っており、特に「学校いじめ防止基本方針の公表と保護者や地域住民への周知」「いじめ防止等対策組織の招集」は40%以上も上回っている。このことから、日常的ないじめの取組みは公立高等学校のほうが真剣に取り組んでいることが示唆される。

なお、「校内研修会の実施」「ネットいじめの啓発活動」はいじめ防止法に基づく法的義務であることから、私立高等学校の多くで法令違反の状況が生じていることになる。また、それ以外の項目はいじめ防止法のガイドラインである「いじめの防止等のための基本的な方針」で求められている取組みであり、私立高等学校の多くでガイドライン違反の状況が生じていることになる。

もっとも、「校内研修会の実施」に関しては公立高等学校の4分の1以上が実施できておらず、「ネットいじめの啓発活動」も公立高等学校の約2割が実施できていないため、公立高等学校でも法令違反の学校が相当数あることがわかる。また、「生徒会活動を通じた取組み」「PTAなどと協議する機会」は、公立高等学校でも実施できている学校の割合はかなり低いことから、そもそもガイドラインで学校に要求する項目として適当かどうか議論すべきであろう。

3. まとめ～高等学校における適切ないじめ対応について～

本稿は、公立高等学校と私立高等学校のいじめ対応の違いについて、文部科学省調査に基づいて比較考察したが、両者の違いが最も顕著な事項は日常的ないじめ問題への取組みである。

このうち、最も懸念すべき事項としては、私立高等学校ではいじめ防止法の法的義務である校内研修会を実施している割合がわずかに36%にすぎないという点であり、この点は直ちに改善しなければならない状況であろう。また、学校いじめ防止基本方針を公表して保護者に周知したり、いじめ防止等対策組織を招集することに関しても、私立高等学校は公立高等学校よりも40%以上も下回っていることから、優先的に改善に取り組まなければならない。

一方、いじめを認知した件数の比率に関しては、私立高等学校よりも公立高等学校のほうが高いが、公立高等学校のほうが日常的な取組みをしっかりと行っているからこそ認知件数が増えていることも考えられる。

ただし、公立高等学校のいじめの取組みに関しても、必ずしも十分とは言えず、校内研修会の実施やネットいじめの啓発活動などをはじめ、いじめ防止法上の義務を履行できていない公立高等学校も相当数存在していることから、今後ともいじめ防止法やガイドラインに基づく適切ないじめ対応を徹底していく意識が必要であろう。

注

1 学校数に関しては、小学校数は公立が19523校に対して私立は237校であり、中学校数

は公立が9494校に対して私立は799校であり、高等学校と比較して学校数にかなりの差がある。

文献

田中隆一、別所俊一郎、両角淳良「新教育委員会制度がいじめの認知件数に与えた影響について：東京都の区市町村別データを用いた分析」『フィナンシャル・レビュー』2019（6）、44-64、2019年。